職員の退職管理の状況

　地方公務員法の改正により、新たに「退職管理制度」が法律上の制度として導入されたことから、本町では平成28年８月に「遠軽町職員の退職管理に関する規則」を制定し、退職した職員の退職管理を行っています。
　退職管理制度では、営利企業等に再就職した本町退職者が、現役の職員に対して、本町と再就職先の間の契約や処分に係る事務に関して、離職前５年間、又は一定の職に就いていた間の職務に関するものについて、要求や依頼（働きかけ）を行うことを禁止しています。この働きかけは、不正な行為を求めるものでなくても禁止されます。